

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 4 年 2 月 22 日

京都府流域下水道事務所長 岸田 二彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター業務委託（管理棟等清掃）
（流 4 洛西第 13 号の 42）
- (2) 契約期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務を行う場所
洛西浄化センター（長岡京市勝竜寺樋ノ口地内）
- (4) 業務の仕様等
管理棟等の清掃業務
詳細は仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号(075)954-1877
ファクシミリ番号(075)955-2224
- (2) 仕様書、確認申請書及び対象物件図書の交付期間等
ア 交付期間
令和 4 年 2 月 22 日(火)から令和 4 年 3 月 3 日(木)まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
イ 入手方法
原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「ビル管理等」－小分類「清掃」
- (3) 4 で定める確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。
- (4) 直近過去 2 年間に同種業務の受託実績を有する者であること。
- (5) 京都府内に本社、本店、支店又は取引を希望する営業所等を有する者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和3年2月22日(火)から令和3年3月3日(木)まで

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

提出期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(4) 確認資料

確認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録されている者であることを証する京都府の競争入札参加資格審査結果通知書の写し

大分類「ビル管理等」－小分類「清掃」

イ 同種業務の受託実績を証する受託実績調書（別記様式2）

※ 3の(4)に示す実績のあることを判断できる同種業務の受託実績を少なくとも2件記載すること。

なお、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下規則という。）第159条第2項第3号に該当し契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去2年間に国又は地方公共団体と直接締結した契約において、1の(1)で示した委託業務と同種及び同等以上の履行実績を記入すること。

ウ 同種業務の受託実績を証する契約書等の写し

※ イに記載する業務に係る契約書等の写しを提出すること。

エ 取引使用印鑑届（別記様式3）

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記様式4）

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) 資格審査結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和4年3月10日（木）までに一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(7) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

5 質問の受付・回答

質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質疑書

質問については、令和4年3月2日(水)午後4時までにファクシミリで2の(1)の場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 回答

令和4年3月7日(月)までに京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和4年3月14日(月)午前11時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノロ1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

(2) 入札の方法

ア 入札者は、(1)のアに示す日時に、(1)のイに示す場所へ入札書(別記様式)を作成、持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。また、入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別記様式)を提出しなければならない。

また、入札書には入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

ウ 入札書は、京都府流域下水道事務所長あてとし、開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きした入札用封筒に入れること。

エ 入札用封筒には、入札書を入れ、封筒の開口部を全て封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

オ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書の入札金額については訂正できない。

カ 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

キ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

ク 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。

ケ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

コ 入札回数は2回までとする。なお、再度入札の参加者が1者となった場合であっても、原則として入札を執行する。

サ 入札者は、仕様書、契約書案及びその他添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

シ 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(5) 落札者の決定方法

ア 京都府流域下水道事業会計規程(平成31年京都府公営企業管理規程第2号)第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 開札の結果、くじにより落札者を決定する方法は次のとおりとする。

(ア) 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

(イ) (ア)の結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。

(ウ) 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退しくじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

ウ 落札者が4月1日に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(6) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。なお、当初入札において辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

イ 再度入札参加者は、(2)から(5)までの方法により再度入札を行うものとする。

ウ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

7 契約書の作成の要否

要する。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

12 支払条件

毎月毎に契約の履行の完了を確認した後、業務料（月額）を支払うものとする。

13 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この入札に係る落札者の決定は、令和4年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和4年4月1日付けで行うこととする。